

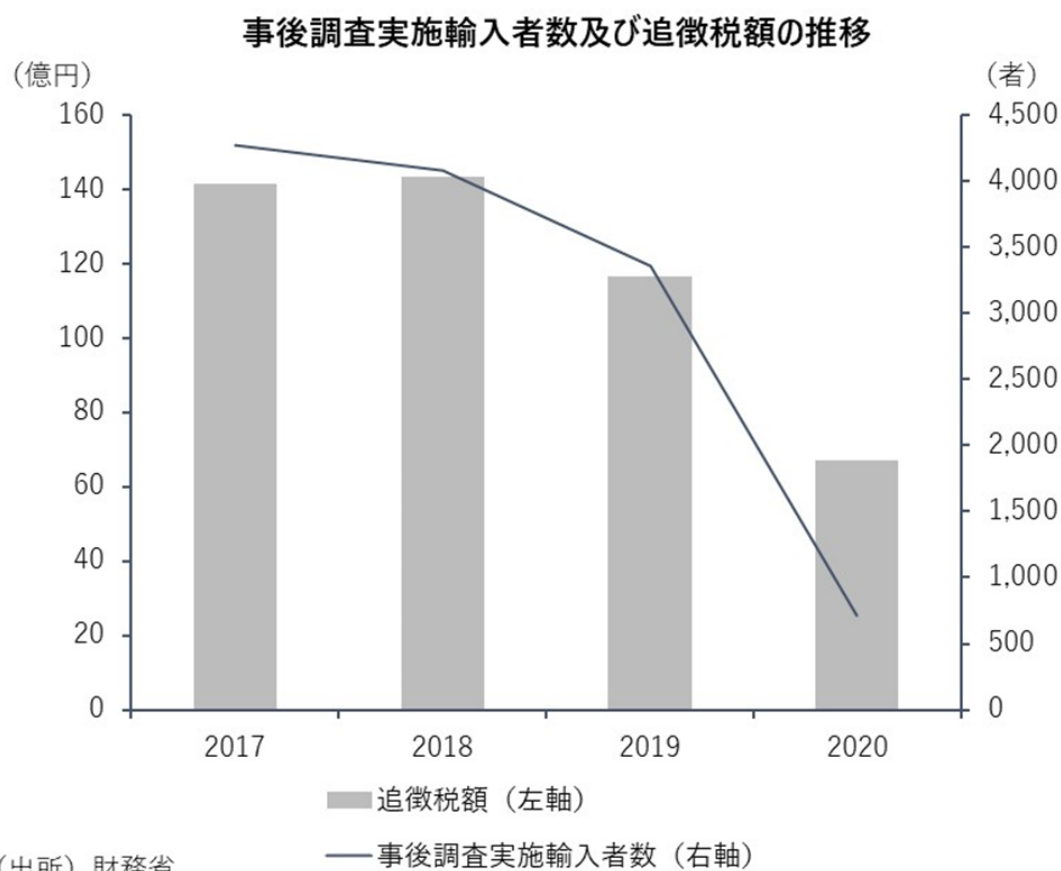
税関事後調査の再開について

～感染抑制・社会経済活動の両立を受けて～

2022年8月

1. 税関事後調査の動向：延期から活性化へ

税関による輸入事後調査件数は、2019年度以降、新型コロナウイルス感染症（以下コロナ）の影響により大きく減少し、2019年度は約82%、2020年度は約17%（いずれも対2018年度比）となっています。特に2020年春からの2年間は、税関の事後調査はほとんど実施されていませんでした（例年の20%以下）。



輸入事後感染抑制と社会経済活動の両立の声を背景に、2022年度（2022年7月以降）に入り、この傾向が変化してきているとの声が聞かれるようになりました。この2年間止まっていた税関の事後調査の動きが活性化することは、企業のビジネスにどのような影響を与えるのでしょうか。

2. 税関事後調査の活性化がビジネスに与える影響

税関事後調査とは

輸入事後調査においては、輸入貨物に係る納税申告が、取引実態や契約内容と相違なく適正に行われているかについて調査が行われます。調査の結果、当初申告価格に不足がある場合には、修正申告を行うこととなりますが、その際、不足分の関税・消費税及びこれに対応する延滞税に加え、事後調査で指摘を受けた場合には、過少申告加算税（通常 10%）の支払い義務も生じることとなります。

考慮すべき事項 1：調査対象期間は 5 年が通常に

関税に係る徴収権の消滅時効は以前（平成 23 年から）は 5 年でしたが、コロナ以前は 3 年程度の周期で事後調査が行われることも多く、その場合の調査対象期間は自動的に 3 年（前回調査から今回調査前まで）となっていました。他方、コロナの影響により 2 年間、実質的にはほぼ税関事後調査が止まっていたことを考慮すると、この 2 年間に事後調査を受けるはずだった企業にとっては、2 年分、調査対象期間が長くなり、その分、申告漏れがあった場合のインパクトも大きくなります。

→前回税関調査から 5 年以上経過している輸入者は、調査対象期間が最大になっている

考慮すべき事項 2：消費税増税

コロナの影響により、税関の事後調査が行われなかった間に実施された政策のうち、考慮すべき事項の 1 つに消費税率の引上げがあります。2019 年 10 月以降の輸入に係る消費税について、8%から 10%に引き上げられましたので、コロナ以前の事後調査で申告漏れを指摘された場合と比べ、追加で納付すべき輸入消費税の額が 25%増加するとともに、追加納税額に応じて賦課される過少申告加算税額のインパクトも連動して 25%増加することとなります。

→機械類など、関税無税品を輸入している企業も、消費税インパクトが 25%増加する

考慮すべき事項 3：税関によるビックデータの活用

税関は、輸入申告時情報等のビックデータや前回の調査結果なども含め、事前に分析した上で、事後調査の対象を選定しているケースが多くあります。特に、事後調査で申告漏れが見つかる理由には一定の傾向が見られ、またこれは長年、ほとんど変わっていません。具体的に言えば、インボイス価格以外の別払金、無償提供、低価インボイスといった、発見しやすいエラーが、企業の方は日々の業務に追われて発見できず、事後調査で税関に指摘されて、不足税額だけではなく、過少申告加算税も生じているケースが、20 年以上も続いています。

→税関にとって発見しやすい申告漏れも、日々の業務に追われる企業は発見できずに、事後調査まで放置されているケースが多い

【日本の税関事後調査において主な申告漏れとして公表された事例】

平成13事務年度

- 材料・機械の無償提供
- 低価（暫定）インボイス
- ロイヤルティ
- 仲介手数料

平成23事務年度

- 金型費用の支払い
- ロイヤルティの支払い
- 原材料の無償提供
- EPA税率の適用誤り

平成30事務年度

- 低価（暫定）インボイス
- 価格調整金
- 組立費用
- EPA税率の適用誤り

3. 今、企業に求められる対応

税関事後調査が活発化し始めている今般の状況を鑑み、輸入企業に、今、求められる対応として、事後調査を見据えた事前の準備を行うことが推奨されます。

① 事後調査の通知を受ける前の事前準備が理想

税関から事後調査の通知が来る前に、日頃から、又は、定期的に、貿易関連帳簿・書類について不適正な申告がないか確認を行うとともに、関係書類等を事前に整理し、適正申告を行なっている旨を法令に照らして説明ができるよう、税関事後調査に対応できる体制を整えておくことが理想的です。

② 事後調査の通知を受けた後でもコスト削減が可能

税関から事後調査の通知を受けた後であっても、指摘を受ける前に自主的に修正申告をおこなった場合には、過少申告加算税額が5%に軽減（通常10%）されます。通知を受けた場合でも、事後調査前に必要な準備を自主的に行うことで、コストの発生を低減することが可能です。

4. まとめ

日頃から、税関が容易に見えてくるエラーなど、申告漏れについて、自社で事前に気づく仕組み作りを行い、自主的な対応を行う準備を始めることが理想的です。他方、前述のとおり、企業の皆様は日々の業務に追われ、一朝一夕にこのような仕組みや体制づくりを行うのは容易ではありません（弊社ウェビナーでのアンケート結果によれば、自社の関税をマネジメントできている企業は3割程度です）。

デロイト・トーマツ税理士法人の間接税チームは、税関当局での事後調査経験を有するメンバーや、通関士、メーカー、フォワーダー出身者など、多種多様な経歴を持つメンバーで構成されており、蓄積した知識・ノウハウおよび経験を活かし、関税コンプライアンス体制の構築、事後調査通知を受けた後の対応、事後調査対応、事後調査後の対応など、幅広いサービスをご提供しております。

詳細をお問合せの方は、info.idt-gta@tohmatu.co.jp までご連絡ください。

初回のご相談は無料です。まずは、お気軽にお話をお聞かせください。

お問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人

間接税サービス

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : tax.cs@tohmatsumo.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

間接税サービス : www.deloitte.com/jp/indirect-tax



牧野 宏司 / Koji Makino

マネージングディレクター

koji.makino@tohmatsumo.co.jp

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001